

17 総合第 956 号
平成 17 年 9 月 12 日

日本スープ協会 御中

農林水産省 総合食料局長

消費・安全局長



「食事バランスガイド」の普及活用について

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 12 年 3 月に文部省（当時）、厚生省（当時）及び農林水産省の連携により策定された「食生活指針」などを通じ、心身ともに健康で豊かな食生活の実現に向けた普及・啓発を進めてまいりました。

しかしながら、生活習慣病予防を中心とした健康づくりという観点から、食塩・脂肪のとり過ぎ、男性を中心とした肥満者の急速な増加等が問題となっており、「食生活指針」をさらに普及することにより、より多くの人々に栄養・食生活についての関心や必要な知識を身につけてもらうことが必要です。

さらに、食生活に関する情報が氾濫する一方、人々の価値観が多様化し、忙しい生活を送る中で、毎日の食事が大切であることすら忘れられがちとなっており、国民一人一人が「食生活指針」を自らの食生活とつなげて具体的な行動に結び付けるための情報提供等が不可欠となっています。

このような状況の中、本年 6 月に食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）が成立し、国としても「食」に関する施策の強化・充実が求められているところであります。

厚生労働省及び農林水産省は、「食生活指針」を具体的な行動に結び付けるものとして、「食事バランスガイド」（別添）を作成し、同月に公表しました。

その特色としては、

- ① 1 日に「何を」「どれだけ」食べたらよいか、望ましい食事のとり方やおおよその量をわかりやすくコマ型のイラストで示したこと
- ② 1 日に十分な摂取が望まれる「主食」「副菜」「主菜」の順に並べ、「牛乳・乳製品」「果物」を同程度として並列し、区分ごとに料理として表現したこと
- ③ 基本形としては「成人」を対象とし、特に生活習慣病予防の観点から、30～60 歳の男性の肥満者、単身者、子育てを担う世代に焦点を絞ってその活用方法を示したこ

と
にあります。

「食事バランスガイド」は、一人一人が自分自身又は家族の食生活を見直すきっかけになるものとして、より多くの方々に活用されることが重要であり、そのためには、国をはじめ、地方公共団体、農林漁業者、農林漁業関係団体、食品製造業者、食品流通業者、外食事業者、食品産業関係団体、管理栄養士・栄養士、調理師その他の保健医療福祉の専門家、食生活改善推進員、消費者団体等の皆様方が連携して、普及活用の取組を進めていく必要があります。

つきましては、貴団体におかれましても、このような背景を踏まえ、「食事バランスガイド」の効果的な普及・活用が図られるよう、以下の取組例を参考にしながら、御協力いただくようよろしくお願いいたします。

また、皆様の傘下の関係団体・関係企業においても、これらの趣旨を御理解の上、取組を実践していただけるよう、皆様からの働きかけをよろしくお願いいたします。

〔取組例〕

- ・「食事バランスガイド」のポスターの掲示や飲食店等のメニューへの掲載、「食事バランスガイド」に沿った商品の開発等の多様な取組
- ・健康づくりの観点から、料理の量を選択できるようにする「食事バランスガイド」と併せて総エネルギー量及び栄養成分等の表示を行うこと等、これまでの取組と併せた展開
- ・これらの取組例のイベントやホームページ等を通じた幅広い情報発信